新潟県知事選挙の投票日は10月20日(日)です
忘れずに投票しましょう

新潟県知事選挙が10月3日告示10月20日投票で執行されます。

あなたの一票が、今後の県政を左右する重要な選挙です。

棄権することなく、みんなで投票しましょう。

■投票できる時間

午前7時から午後6時までです。

■投票所

投票所は次のとおりです。

投票区名	投票所
第一投票区	環境改善センター
第二投票区	興野保育所
第三投票区	大野小学校
第四投票区	善久保育所
第五投票区	立仏保育所
第六投票区	山田小学校
第七投票区	寺地保育所
第八投票区	板井保育所
第九投票区	木場小学校
第十投票区	黒鳥公民館

■新たに選挙人名簿に登録される人

一、20歳到達者、昭和51年10月21日以前に生まれた人。

一、転入者、平成8年7月2日以前に黒埼町の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有する人。

■選挙人名簿から抹消される人

一、死亡者

一、転出者、平成8年6月19日以前に転出された人は、投票日までに名簿から抹消されます。

■入場券および選挙公報の配布

◎投票所の入場券は10月5日頃、郵便により配布する予定です。

◎選挙公報は10月11日頃、各自治会を通じて配布する予定です。

■投票には入場券を忘れずに

入場券が届かなかったり、入場券をなくした場合でも、選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で係員に申し出て下さい。

■字が書けない人も投票できます

手にケガなどをして字を書けない人は、投票所で係員に申し出れば代筆してもらえます。投票の秘密は守られますので、安心して申し出てください。

■不在者投票

投票日にやむを得ない理由（業務や旅行など）で投票所に行けない人は、その理由を記載した「宣誓書」を提出して、不在者投票をすることができます。

◎期間

10月3日から10月19日まで。時間は午前8時30分から午後5時まで。土曜日・日曜日・祝日もできます。

◎場所

選挙管理委員会事務室（役場本館1階）

※「宣誓書」の用紙は、選挙管理委員会に準備してあります。その際は印鑑をご持参ください。

■郵便による不在者投票

重度の身体障害者には郵便による不在者投票の制度があります。

現在「郵便による不在者投票証明書」の交付を受けていない者で該当するのではないかと思われる方は、選挙管理委員会にご相談ください。

■転出者の投票方法

黒埼町から県内の市町村に転出された人で、新住所地の名簿に登録されない人は、現在住んでいる市町村の発行する「引き続き住んでいることを証明する証明書」を持参すれば黒埼町で投票することができます。

またこれと反対に黒埼町に転入された人は、黒埼町で発行する「証明書」を持参して前住所地の投票所で投票することになります。

もちろん不在者投票もできますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

■町内転居（黒埼町）者

平成8年9月25日以降に町内転居された人は、前の住所地の投票所で投票してもらうことになります。入場券をお確かめのうえ、間違いのないようにして下さい。

■詳しくは

選挙管理委員会（☎377－3101内線155）へおたずねください。

〈人の動き〉

8月末日現在　（前月比）〔前年同日比〕

人口	24,541	(＋74)	〔＋486〕
男	12,025	(＋27)	〔＋225〕
女	12,516	(＋47)	〔＋261〕
世帯	7,205	(＋26)	〔＋343〕

8月1日～末日

出生 24　転入 119

婚姻 23　転出 54

死亡 15

◎表紙の写真は、九月十五日の敬老会での一コマです。

次号から、黒埼町の次代を担う子供たちのコーナーを設けたいと思います。名付けて「わが家の愛ドル」、皆さんのプリンス、プリンセスを募集します。対象は一歳以上、三歳以下のお子さんです。掲載を希望される方は、写真と氏名（フリガナも）・生年月日・性別・ご両親の名前・住所（自治会名も）・電話番号・コメント（五十字程度）を添えて、企画商工課広報統計係へご応募ください。

詳しくは、広報統計係（☎377―3101内線335）まで！

◎来月号では、議会九月定例会の様子などをお伝えしたいと思います。

編集室

平成八年十月一日発行（毎月一日発行）　三九七号　発行／黒埼町役場　〒九五〇―二一　新潟県西蒲原郡黒埼町大野二八四三―一　電話／〇二五―三七七―三一〇一　編集／企画商工課（担当・広報統計係）　印刷／小野塚印刷㈱　経費一部三十七円